

【資料3-1】

令和8年度「阿仁熊牧場校外学習誘致業務委託」企画提案競技審査要領

1 趣旨

この要領は、阿仁熊牧場校外学習誘致業務委託企画提案競技に係る審査を、公正かつ適正に行うために必要な事項について定める。

2 審査会

審査の公平性を確保するため、阿仁熊牧場校外学習誘致業務委託企画提案競技審査会において、3に定める方法より審査を行う。

3 審査の実施方法

(1) 審査は、企画提案書等による書類審査により実施する。

(2) 審査は、次に定める評価項目、評価基準及び配分点数に基づき、評価を行う。

	評価項目	評価基準	配点
1	内容の充実性	仕様書の内容を理解し、的確な提案内容となっているか	30点
2	実行能力・体制	業務を履行する能力・体制があり、実施方法に妥当性があるか	20点
3	費用の妥当性	予算の範囲内の見積額であり、妥当な金額と認められるか	20点
4	実績	過去に類似業務の実績があるか	20点

5	賃金水準の向上	資料3-2を参照	5点
6	女性の活躍推進	資料3-2を参照	5点
		評価点合計	100点

(3) 各委員の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を委託候補者とする。

(4) 同点の場合は、審査会委員の協議により委託候補者を決定する。

(5) 企画提案が1社であった場合でも、評価を実施した上、審査会委員の協議により業務履行能力を判断する。

【資料3-2】

企画提案方式の審査における提案事業者の「賃金水準の向上」及び

「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準

評価項目	設定区分例		配点	
	大区分	小区分		
賃金水準の向上	給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1	1. 50%以上	3	最大5
		2. 00%以上	4	
		3. 00%以上	5	
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5	

女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数 1	女活法※ 3	各 0. 2 5	最大 0. 5
		0 0 人以下の企業	次世代法※ 3		
	えるぼしチャレンジ企業認定※ 2			1	最大 3
	法令に基づく認定	女活法※ 3	えるぼし	1. 5	
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法※ 3	くるみん	1. 5	
			プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法※ 3	ユースエール	0. 5		
	秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍・両立支援企業表彰※ 4		各 0. 5	最大 1
		女性の活躍推進企業表彰※ 4			
子ども・子育て支援知事表彰※ 4					
男女共同参画社会づくり表彰※ 4					

注 1 複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行うものとする。

注 2 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（各評価項目 5 点、合計 1 0 点）により配点を行うものとする。

注 3 共同企業体制度（J V）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、参加企業の配点の合計点を当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第 1 位を四捨五入）により配点を行う。

※ 1 所得税法第 2 2 6 条第 1 項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（3 7 5）」の「俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和 4 年 5 月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を 1 つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※ 3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 2 7 年法律第 6 4 号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成 1 5 年法律第 1 2 0 号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※4 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。